

児童手当制度が 変更されました

これまでの児童手当制度は、小学校3年生修了までのお子さんが支給対象でしたが、小学校(6年生)修了までに拡大されました。また、所得制限限度額も上げられました。

小学校5・6年生のお子さんを養育されている人は、9月30日までに福祉会館3階の子育て支援課、南下浦出張所又は初声出張所のいずれかで、手続を行ってください。(30日は、子育て支援課のみ)
小学校4年生のお子さんを養育されている人で、現在受給中の人は、制度改正に伴う手続きは必要ありません。

また、17年度中に申請したが、所得制限により却下された人も、所得制限限度額が引上げられたため、手当を受給できる場合がありますので、9月30日までに手続きしてください。

なお、現在受給中の人はお子さんの年齢にかかわらず、例年どおり6月に現況届を送付しますので、提出をお願いします。
問合せ 子育て支援課(公内線365~367)

麻疹・風しんの予防接種が、変わりました!

予防接種法施行令の一部改正により、麻疹・風しんの予防接種が混合ワクチンになりました。

また、対象期間も生後12月から24月の間に1回と、小学校就学前の1年間に1回、の合計2回に変わりました。1期(1歳児)該当者には、誕生月に八ガキでお知らせします。

麻疹・風しん任意接種

3月までに麻疹と風しんの予防接種を受けられなかったお子さんのために、無料で任意接種を行います。

対象 生後12月から90月未満で麻疹風しん混合ワクチンの対象にならないお子さん
問合せ 子育て支援課(公内線365~367)

社会福祉施設産休 代替職員の登録を しませんか?

社会福祉施設の業務に従事する職員を確保するために、所定の資格はもっているが、現在は就労していない方に登録していただき、

人材が不足した場合に就労していただくという制度です。

登録対象者 市内に居住する保育士、看護師、介護員、保健師、療母、児童生活支援員、児童自立支援専門員、指導員、セラピスト、栄養士、調理員です。

登録期間 5月15日(月)~5月31日
(水)
登録手続 登録申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。

問合せ 子育て支援課(公内線365)

あなたも 赤十字社員に!

毎年5月は、日本赤十字社の社員増強運動月間です。

赤十字社員は、一人でも多くの人を助けるため、災害救助、難民救済、血液事業、社会福祉など海外を含めて幅広く活動している赤十字社の精神と事業を理解し、500円以上の資金援助(社費)により善意を託していただける方のことをいいます。

ひとりでも多くの方に社員としての加入をお願いし、赤十字事業の発展をめざしています。

この赤十字社員増強のため、各区にご協力をお願いしており、5

月中に役員の方が加入推進にあたりますので、よろしくお願いいたします。

また、500円未満の一般寄付につきましても例年同様に受付をいたします。

昨年度三浦市実績額

4,378,660円

たくさんのお善意をお寄せいただきありがとうございます。

事務担当 福祉総務課内日赤三浦市地区事務局(公内線356)

高齢者緊急通報体制 整備事業のご案内

対象者 市内に在住の65歳以上のひとり暮らしの方

内容 *在宅介護支援センターの職員が急病災害時などの対応についての指導を行います。*身近な方などの連絡先を登録することで急病や災害時の搬送後、必要に応じて関係機関が連絡や対応を行います。

実施方法 在宅介護支援センターの職員が順次ひとり暮らしの方を訪問し、制度のご案内をいたします。早目に制度を利用したい方はご連絡ください。費用は無料です。

問合せ 高齢介護課(公内線363)